

菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託仕様書

1 業務名

菰野町口座振替Web受付サービス導入業務委託

2 業務目的

菰野町の税・公金の口座振替について、納付者等が金融機関等の窓口へ出向くことなく、インターネット上の外部受付サイトを利用して、パソコンやスマートフォン等からの申し込みを可能とする口座振替Web受付サービスを導入することで、納付者等の利便性及び口座振替加入率の向上を図ることを目的とする。

3 業務概要

(1) 履行期間 契約締結日から令和8年1月30日まで

※ 令和8年1月5日から口座振替Web受付サービスを開始すること

(2) 実施場所 菰野町大字潤田地内（菰野町庁舎内）

(3) 作業内容（ウ～オについては利用契約の内容）

ア 受注者は、納付者がパソコンやスマートフォン等から口座振替の申し込みを可能とするインターネット上の外部受付サイトを作成する。

イ 受注者は口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申し込むにあたり、利用規約の表示、科目・金融機関等の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申し込みから登録までの一連の作業を完了させる機能を準備する。

ウ 受注者は上記機能により口座振替の申し込みがあった際、株式会社NTTデータが提供する「ネット口座振替受付GWサービス」への接続を行ったうえで、対象金融機関等に新規申込者の口座情報の照会・登録依頼を行う。

エ 受注者は、対象金融機関等への口座情報登録が完了した後、申込者と発注者に対し口座振替受付結果を回答する。なお申込者に対しては、メール等により通知する機能又は受付完了をサイト上で確認できる機能を実装することとし、発注者に対しては登録した情報を月ごとに一覧表（CSVファイル）で翌月10日までに提供する。

オ 受注者は、取引件数の報告を担当課ごとかつ科目ごとに、また、全課分を合計した取引件数（内訳含む）を発注者に報告する。

4 仕様の詳細（必須項目）

サービス構築にあたっては、以下の仕様を満たすものとする。

- （１）サービス開始日 令和８年１月５日
- （２）申込者側で利用を想定するデバイス パソコン、スマートフォン、タブレット端末等
- （３）対応金融機関等
三十三銀行、百五銀行、三重北農業協同組合、北伊勢上野信用金庫、
あいち銀行、ゆうちょ銀行 計６行
- （４）サービス利用者 前記（３）に対応の金融機関等において、預金口座を有し、キャッシュカードを保有している者（個人に限る）。
- （５）サービス提供日時 ２４時間年間全日（関係機関のシステムメンテナンス等の実施期間を除く。）
- （６）担当課、対象税目等

課 名	科 目
税務課	町県民税（普通徴収）
	固定資産税
	軽自動車税
	国民健康保険税
住民課	介護保険料
	後期高齢者医療保険料
上下水道課	下水道受益者分担金・負担金
	水道料金・下水道使用料
環境課	し尿汲取り手数料
都市整備課	住宅使用料
子ども家庭課	保育園料
	幼稚園料
	こども園料

健康福祉課	老人ホーム利用料
教育課	学校給食費

※ 申込見込参考件数（年間） 令和6年度紙提出分 2, 500件（上記科目合計）

- (7) 入力画面 科目ごとに作成し、科目ごとに入力項目の制御ができること。
- (8) 入力項目 口座名義人氏名（漢字）、口座名義人氏名（カナ）、口座名義人住所（アパート・マンション名まで）、口座名義人電話番号、口座名義人メールアドレス、納税・納付義務者との関係、納税・納付義務者氏名（漢字）、納税・納付義務者氏名（カナ）、納税・納付義務者生年月日、納税・納付義務者郵便番号、納税・納付義務者住所（アパート・マンション名まで）、納税・納付義務者電話番号等の項目を全科目共通の必須入力項目とするほか、科目ごとに入力項目の5項目程度の追加ができること。
 なお、入力項目については今後増減することがあり、最終的な入力項目は発注者と協議のうえ決定する。
- (9) 納付方法について「一括」か「期別ごと」を選択できること。（「一括」とは当該年度第1期の納期限日に年額全額を口座振替することを指す）
- (10) 口座情報の認証方法 株式会社NTTデータが提供する「ネット口座振替受付GWサービス」に準拠すること。
- (11) 口座振替受付結果の提供
- ア 前記（6）の科目ごとに分割した一覧表（CSVファイル）を、担当課に対して電子データで提供する。
 - イ 提供するデータの内容は、前記（8）及び口座情報等金融機関等での受付・登録結果を含むものとする。
 - ウ 口座振替受付結果のデータレイアウトが変更可能であること（発注者基幹システムの更改等を想定し、将来的にデータレイアウトを変更する可能性がある）。
 - エ 口座振替登録結果の提供はL2WANを通じて行うこととする。
- (12) 障害対応
- ア システム障害等によりサービス（口座振替登録結果の提供を含む）が利用できない事象が生じた場合、受注者は、直ちに発注者に報告するとともに

に、復旧に向けた対応を行うこと。

イ 復旧対応中は対応経過を随時報告すること。

ウ 復旧後、サービスの利用が可能となった際には、直ちに発注者に報告すること。

また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに発注者に報告すること。

5 契約金額の支払条件

(1) 受注者は、サービス実装後直ちに完了報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(2) 受注者は、上記(1)において、発注者の検査に合格した後に業務委託料の請求をすることができる。発注者は、受注者から適正な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

6 業務にあたっての留意事項

(1) 情報セキュリティ対策

ア 受注者はこの契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別記「個人情報及び特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理事務の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」を守らなければならない。また、本業務をクラウドサービスにて実施する場合は、ログ等の監視機能を強化し、不正プログラム及び不正アクセスによるWebページの改ざんを防止するための措置が講じられていなければならない。

イ 受注者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱について適切な保護措置を講じているとともに取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。

ウ 受注者は、セキュリティに係る国際規格（ISO/IEC 27001）及び、プライバシーマークの認証と同等以上の資格を取得していること。

エ 受注者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター）に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを24時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。

(2) 個人情報の保護

- ア 受注者はこの契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別記「個人情報及び特定個人情報を取り扱う業務及び情報処理事務の契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項」を守らなければならない。
- イ 個人情報の漏洩、滅失、毀損に係る事故が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、直ちにその状況を報告し、必要な指示を受けなければならない。
- ウ 万一、個人情報等の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに発注者に対して文書で報告するとともに、その後の措置は、町の指示に従わなければならない。
また、受注者に起因する事故により、第三者から町が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額等は、受注者が負担しなければならない。

7 暴力団等不当介入に関する事項

暴力団等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団等（菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第1条に規定する「暴力団等」をいう。以下同じ。）による不当介入（同要綱第2条に規定する「不当介入」をいう。以下同じ。）を受けた場合の措置は次のとおりとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから履行計画に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。